

レヴィンソンと戦争違法化

不戦条約の精神

小西中和

Nakakazu Konishi

滋賀大学 / 名誉教授

1928年にパリで調印されたいわゆる不戦条約は国際紛争解決の手段として戦争を放棄することを史上初めて宣言した文書として有名である。この条約はそれまで国際紛争を解決する最終的な手段として正当とみなされてきた戦争を違法な犯罪として禁止し、平和的手段による紛争解決について諸国間の合意を生み出したことで画期的であった。条約の思想はその後の国際連合憲章の武力不行使の原則や日本国憲法の戦争放棄条項などに受け継がれた。

不戦条約は別名ケロッグ・ブリアン協定とも称されるように、アメリカのケロッグ国務長官とフランスのブリアン外相が交渉当事者として有名であるが、その成立にあたって大きな力となったのがアメリカにおける平和運動、とりわけ「アメリカ戦争違法化委員会」という市民団体の活動であった。そして「戦争違法化(outlawry of war)」というスローガンを最初に提起し、私財を投げ打って運動を推進したのが、レヴィンソン(Levinson, S.O.)という人物であった。彼はシカゴで企業の紛争処理を専門とする弁護士として成功していたが、その名は一般にはあまり知られることはなかった。だが、「不戦条約の真のヒーロー」という評価を受けており、フランスからは条約の礎石を築いたという功績で「レジオン・ドヌール勲章」を授与された¹⁾。

不戦条約は現実的に第二次世界大戦を防止できなかったことから歴史的評価は一般に否定的であり、その意義が問われることもほとんどなくなった。小稿ではレヴィンソンによる戦争違法化思想の形成と活動の跡を辿り、不戦条約を生みだした精神の持つ意味を考える手掛かりを探してみたい²⁾。

1) ノーベル平和賞をという声も一部にあったが実現せず、ケロッグ国務長官が受賞した。The Christian Century 1929, Dewey 1929, Stoner, p.340-343. 引用・参照注は段落末に付する。邦訳は変更したところがある。

II 戦争違法化思想の形成

1. 戦争違法化思想の発端

(1)「平和執行連盟」

第一次大戦は1914年7月に始まったが、アメリカ政府は1917年4月に参戦するまで中立政策を維持し、国民にもそう呼びかけた。当時のアメリカで戦後の世界の再建について「平和執行連盟」(The League to Enforce Peace)の構想が提起されていた。この構想はアメリカの有力な政治家や知識人たちが中心になって1915年6月に発表されたが、1916年の5月にウィルソン大統領も支持を表明して、1918年1月の「平和14か条宣言」の中に国際連盟の創設の計画として採用された。その「平和執行連盟」の構想は次のようなことを提起していた。

第一に、国際紛争を解決するために常設の国際司法裁判所を創設し、加盟国間で生じる紛争の中で裁判に付託しうる紛争を審理し判決を下す権限を持たせる。第二に、裁判に付託できない紛争は連盟理事会に提起され、そこでの調査、議論、勧告の手続きによって当事国間の妥協に導かれるようにする。ここで扱われる紛争は「法と衡平の原則に従って解決できない紛争」であり、裁判に付託される紛争とは区別された。第三に、連盟の誓約を破って紛争を裁判所や理事会に付託する前に他国に戦争を始める加盟国があれば、他の加盟国は攻撃された国を防衛することを合意する。そのためにまず経済的手段をそして次に軍事的手段を使用する。第四に、各国の代表者による国際会議を開催して常設の国際裁判所の裁判規範となる国際法を検討する。このような平和執行連盟が実現されるならば、軍備縮小も可能になるであろうと考えられた³⁾。

2) 不戦条約の意義について従来の評価を反省する近年の研究としてハサウェイ & シャピエロがある。レヴィンソンの研究については、Stoner、三牧がある。戦争違法化運動については、Hard、DeBenedetti 1978、大沼。

3) Taft, p.4-6.Curti, p.238-239.

「平和執行連盟」の構想において経済的及び軍事的な強制力の必要が認められ、強調されていた。しかし、それは紛争当事国が裁判所や理事会に紛争を付託する前に性急に戦争を始めることを防止するために行使されるにとどまり、裁判所の判決や理事会の決定に従わない国に対する強制執行のために行使されることまでは考えられていなかった。いつか判決の執行のために国際的強制力が使用されるようになることを期待するが、「現時点でそこまで期待するほど野心的になれない」というのであった⁴⁾。

(2)レヴィンソン「戦争の法的地位」

レヴィンソンは参戦後の1918年3月に、「戦争の法的地位」(The Legal Status of War)と題する論文を雑誌『ニュー・リパブリック』で発表した。この論文がアメリカにおける戦争違法化思想の発端となった。掲載についてはデューイの推薦があったと言われている⁵⁾。

レヴィンソンが長期化する戦争の状況を見ながら気づいたことは、その悲惨な現実にもかかわらず、法的に見れば、それが「国際法によって正当化されており、したがって合法的な戦争である」という事実であった。紛争処理を専門とする弁護士の実験からして、彼は戦争が国家間の紛争を解決する手段としての機能を持っていると見た。換言すれば、「戦争とは国家間で正義を確立するための合法的な方法」であり、したがって現行の国際法には「戦争の合法性や必要性という古くからの伝統」が伏在していることを発見した⁶⁾。

このような事実を前提にすれば、軍備縮小や戦争防止などの国際関係を改善しようとする従来の試みは限界を孕んでいると理解された。戦争が合法的であるとすれば、戦争のために軍備増強を推

4) Taft, p.10-11, Holt, p.68.

5) デューイ(Dewey,J.)はアメリカの代表的知識人として著名であるが、レヴィンソンと親交があり戦争違法化運動を支持した。デューイの平和思想については一連の拙稿で検討した。

6) Levinson 1918, p.388, 390-391.

進する軍事優先主義に反対することは困難である。なぜなら、軍備増強は「通常考えられているように戦争の原因であるというよりもむしろ戦争の合法性の必然的結果」というべきであり、実践的に了解可能なこととなるからである。また、ハーグ会議のように戦争の合法性を前提にして「戦争を正義や人道の範囲内に限定する」ことによって戦争の悲惨さを軽減しようとしても完全に達成することはできない。戦争が始まれば勝利のための軍事的必要性から残酷な兵器の使用を規制することは困難となるだろうからである⁷⁾。

だから、レヴィンソンは従来のように戦争を規制する法ではなくて、「戦争を禁止する法」を国際法として確立することが必要であると考えた。換言すれば、国家間の紛争解決の方法としての戦争を違法とし犯罪とみなすこと、そして戦争に代わる方法として国際裁判所による紛争解決を実現することを戦争違法化の立場として提起した。かくして、彼は大战後の国際秩序の再建にとって二つのことが不可欠であると主張した。すなわち、「国際法によって特別に戦争を違法化すること、そして、国際裁判所を創設し武力によって判決を執行する能力を持たせること」である⁸⁾。

このような立場からすれば、「平和執行連盟」の構想はラディカルな計画を含むように見えるが、「根本的な欠陥」を持っていた。なぜなら、それは戦争の規制の拡大を目指していたが、戦争自体を違法化するものでなかったからである。だから諸国家は「戦争を合法化された制度として考えること」を持続するであろうし、連盟によって行われる「裁判に付託される紛争」と「裁判に付託されない紛争」の区別は戦争の防止という「連盟の主要な目的」を覆すであろう。というのも、抜け目のない

政治指導者たちは「裁判に付託されない紛争」に「国家の死活的利益と名誉の問題」を絡ませることによって合法的な戦争の余地を残そうとするだろうからである。だがレヴィンソンによれば、死活的利益や名誉に正当にかかわる問題も戦争によって解決されるべきではない。それは戦争違法化の法に基づいて経験に富む政治家たちの協議によって解決されるべきだと考えられた⁹⁾。

レヴィンソンは「平和執行連盟」の構想が実効性を持ちうる「基本的条件」として戦争の違法化を主張した。違法化に基づく国際法によって戦争が犯罪とされ、法と裁判による国際紛争の解決を目指すのであれば、国際法廷の裁判が戦争に代わる紛争解決の唯一の方法ということになる。そして「いかなる法であれそれを執行する力が常に適切でなければならぬ」のであるから、戦争という犯罪の「防止と処罰のために国際的な強制力が必要とされる」。国際連盟はこの役割を担うのである¹⁰⁾。

レヴィンソンはかかる見地から「平和執行連盟」が判決の執行に武力の行使を否定したことは「ばかげている」と批判した。戦争を違法化して、それに代わる紛争解決の手段として法と裁判を選択するのであれば、判決の実効性を担保する手段として武力の使用を想定することは理論的に当然である。こうして国際組織による強制力の行使の在り方について「平和執行連盟」よりもラディカルであった。この時点でレヴィンソンは武力による制裁を全面的に認める立場に立っていた。彼は大战後の国際秩序構想として「平和執行連盟」の構想の前提となる基本的条件として戦争違法化を付加したうえで国際連盟の創設を期待し、ウィルソン大統領によるアメリカの参戦の決定を支持したのである。

7) Ibid, p.388, 390

8) Ibid, p.392.

9) Ibid, p.389.

10) Ibid, p.391.

しかし、武力制裁の肯定の立場はやがてその全面的な否定へと変化する。武力制裁の否定は彼の戦争違法化思想の際立った特徴になり、他のグループとの論争の主要な争点となった。

2. 講和論争と戦争違法化思想

(1) 講和条約批准案の否決

膠着するかに見えたヨーロッパの戦況はアメリカ軍の参戦とともに連合国に優勢となり、1918年11月に休戦条約が締結されてドイツの敗北により戦争は終わった。ウィルソン大統領は1919年1月18日から始まったヴェルサイユ講和会議に自ら出席しアメリカの戦争目的であった「14か条宣言」に基づく講和の実現を目指した。しかし、戦勝列強国の仏・英・伊・日が自国の帝国主義的な権益を守り、拡大すること、ドイツへの戦争賠償の要求、戦争責任の追及などを目指してウィルソンの講和方針と鋭く対立した。それらの国の激しい要求と主張に対して国際連盟創設を優先したウィルソンは妥協と譲歩を余儀なくされた。

1919年6月18日にヴェルサイユで国際連盟規約を含む講和条約が調印され、7月10日にアメリカ上院で批准のための審議が開始されたが、連盟規約の是非をめぐる激しい論争が展開された。特に連盟規約10条における「連盟国は、連盟各国の領土保全及び政治的独立を保証し、かつ外部の侵略に対してこれを擁護することを約束する」という規定が主要な争点となった。ウィルソン大統領はこの規定が集団安全保障機構の設立という彼の戦後国際秩序構想の具体化であり、連盟規約の「核心」ないし「バックボーン」であると考えていたので、いかなる譲歩と修正も容認しなかった¹¹⁾。

これに対して、ウィルソン批判の先頭に立った上院外交委員長で共和党議員のロッジ (Lodge) は国際連盟に絶対反対ではなかったけれども、10条の規定があらゆる侵略国に対する加盟国による制裁の戦争にアメリカがコミットする義務を負わせることになり、そのことは連邦憲法で認められている戦争開始を決定する議会の権限を否定する恐れがあると主張し、留保と修正を要求した。

審議が始まった頃に世論は国際連盟を支持しているように見え、上院議員の三分の二は何らかの形で国際連盟に加入することを支持していた。しかし、彼らの内部では意見の対立があった。与党である民主党上院議員47人の中でも7人がウィルソンの提案する連盟規約を支持しなかった。ロッジに率いられた共和党のグループは、ウィルソンの連盟規約に反対し、それを実質的に骨抜きにするような内容を含む強力な留保をつけようとしていた。他方で、共和党の多くの上院議員たちは穏健な留保をつけて批准を支持しようとしていた。ボラー (Borah, W.E.) 上院議員などの「非妥協派」と呼ばれる12人から15人のグループはウィルソンの国際連盟にまったく反対していた。

こうして数からみれば、ロッジの立場は不利に見えたが、彼は外交委員長として審議を引き延ばしながら強硬な留保をつけた批准案の可能性を探った。その留保案は「規約10条における外国の領土保全と政治的独立を保証するいかなる義務も負わないし、連邦議会が共同決議によって承認しない限りアメリカの軍事力を使用する義務を負わない」という10条を否定する内容を含んでいた。また国内で連盟反対のプロパガンダも生じて世論に影響を及ぼし始めた。これに対して、ウィルソンはいかなる留保にも反対し勝利のためには国民に

11) Shannon, p.193.

訴えることが必要だと決心して中西部と西部への演説旅行を始めたが、途中で体調を崩し、長らく病床につくことになった¹²⁾。

1919年11月19日に上院で三つの批准案が提案され、採決が行われた。最初にロッジの強硬な留保付き批准案が採決されたが、民主党議員のほとんどが反対し、さらに「非妥協派」の議員も加わって、55対39で否決された。次にロッジ案より穏健な留保のついた批准案も51対41で否決された。そして留保の全く付かないウィルソン大統領の批准原案が53対38で否決された。上院での可決には三分の二以上の賛成が必要であったが、いずれもそれに達しなかったのである。表決の数字からみれば、留保を付けるか付けないかを別にすれば、「非妥協派」を除く上院議員の五分之四が何らかの形で批准を支持していた。しかし、ウィルソンは周囲からの懇請や圧力にもかかわらず最後まで一切の譲歩を拒否して留保を付けることを受け入れなかった。かくして批准案はすべて否決された¹³⁾。

1920年1月にはヴェルサイユ条約に基づく国際連盟が創設されたが、その主導国であったアメリカは加盟しなかった。条約の批准が成立しなかったことにより、「技術的にはアメリカはなお戦争状態であった」が、1921年7月21日に連邦議会が戦争終結を宣言する共同決議案を通過させた。

(2) ノックス上院議員の議会演説

1919年2月に講和条約草案が公表されたとき、国際連盟規約はあったが、戦争違法化は含まれていなかった。しかも戦勝列強国の露骨な既得権益の優先や敗戦国ドイツに対する過酷な講和条件の押し付けなど不正に満ちていた。戦後の平和な国際秩序をもたらすよりもむしろ次の戦争の火

種を孕んでいるように見えた。レヴィンソンはそれを見て落胆し、それまでのウィルソン大統領への支持から離れて連盟規約を含む講和条約への反対に回った。そして連盟規約に戦争違法化計画が入るように、かつて司法長官や国務長官を歴任し、共和党の有力な上院議員であったノックス(Knox)に働きかけて10項目からなる計画の素案を作った。これは1921年に国民に向けて発表されるパンフレットの基礎になるものであった¹⁴⁾。

ノックスは1919年3月初めの議会演説で、この素案に基づいてウィルソン大統領の国際連盟案とは異なる戦争違法化に基づく構想を提示した。それによれば、戦争が国際的な犯罪として宣言され、現実に攻撃されたときの自衛を除いて、戦争を始めるいかなる国も国際的な犯罪者として世界によって処罰される。国際法によって規定されるすべての国際紛争は国際裁判所によって決着される。侵略戦争と防衛戦争を区別し、前者を違法化し、後者をそうしない。裁判の管轄権は国際的な共通の問題に関する紛争に限定され、アメリカのモンロー宣言のような国内政策にかかわる問題は除外される。国際裁判所は軍事力、経済的圧力、その他によって判決を執行する権限を与えられる¹⁵⁾。

この演説で注目されることは戦争違法化というコトバが連邦議会という公的な場で初めて使用された。戦争の区別がなされて、侵略戦争の違法化が主張された。そしてレヴィンソンはこの時点で違反国に対する武力による国際的制裁を肯定する立場にまだ立っていた、ということである。彼は上院での講和論争について批准に反対するノックスやボラーたちの「非妥協派」を支持した¹⁶⁾。

12) Ibid. p.192-193.

13) Shannon, p.194-195.

14) Stoner, p.44.

15) Knox, p.38-39, Hard,p.77

16) Stoner, p.46-47

III 戦争違法化思想の変化

1. 「アメリカ戦争違法化委員会」

講和論争が一応決着した後、1920年秋の大統領選挙で共和党のハーディングが当選し、国内的には戦時から平常への復帰が急がれた。他方で、アメリカの対外政策は国際連盟の不加入によって孤立主義の方向へと向かうかに見えたが、実際には1921年11月にワシントン会議の開催を主導するなど世界への関与が弱まったわけではなかった。国際連盟加入の支持者たちの運動も続いていた。ただ、平常への復帰や講和論争での連盟規約10条をめぐる議論などによって戦争への嫌悪、特に外国の戦争にアメリカが巻き込まれることへの反対の感情が国民世論の中に生じていた。このような国民感情を背景にして政府は国際連盟への加入問題を避け、そしてレヴィンソンたちの戦争違法化の運動が形成された。

レヴィンソンは国際連盟規約が戦争違法化の計画を全く含んでいなかったことからそれに反対した。彼にとって戦争違法化は国際連盟の基本的な条件だったので、レヴィンソンは講和論争や大統領選挙においてノックスやハーディング、ボラーなどの有力政治家に戦争違法化計画の採用を働きかけたが成功しなかった。彼らは演説の中で戦争違法化というコトバに触れるにとどまった。そこでレヴィンソンは戦争違法化の具体的な建設的プランを作成し、国民に訴える運動を起こすことが必要だと考えた。こうして彼は1921年12月に少数の知人たちとともに「アメリカ戦争違法化委員会」という組織を作り、彼らと協議してパンフレット「戦争の違法化 (Outlawry of War)」を発表して国民に対する啓発の活動を開始した。委員

会は本部をシカゴに置き、その資金はほとんどレヴィンソンの私財で賄われた¹⁷⁾。

2. パンフレット「戦争違法化」

レヴィンソンたちがパンフレットによって国民に訴えようとした戦争違法化計画はどのような内容を持っていたのか。

彼は全ての文明国の会議を開催して戦争違法化に基づく国際法典を作ることをその内容として次の12の項目を含む計画を提起した¹⁸⁾。

(1) 「戦争違法化の計画」の内容

- ① 国際紛争の解決の制度としての戦争の使用を廃止する。
- ② 国家間の戦争は公的犯罪であり、国際法によって処罰されうると宣言する。
- ③ 戦争は法規において定義され、しかし現実の急迫する攻撃に対する自衛の権利は保持される。
- ④ 強迫あるいは詐欺的行為によるあらゆる併合、不当な要求、占領は無効にする。
- ⑤ アメリカの州間の紛争についての連邦最高裁判所の管轄権を模範にして、真に国際的な紛争についての積極的管轄権を持つ国際裁判所を創設する。法規によって定義される真に国際的なすべての紛争は国際裁判所によって判決が下され、解決される。
- ⑥ すべての国は信義を持って国際裁判所の命令、判決、決定に従い、それを実行する義務を負うことに同意する。
- ⑦ 紛争当事国にとって国際的でまた共通の関心にかかわる問題以外は国際裁判所に訴えることができない。裁判所の管轄権は、当事国の同意がなければ、「統治の、国内の、ある

17) Ibid. p.69-70

18) Levinson 1921, p.11-12

いは保護的な政策にかかわる問題」には及ばない。管轄権から除外される紛争は法規の中で特定して列挙され、紛争が裁判に付託できるまたは付託できないということの融通的で危険な区別を認めないようにする。

- ⑧ 裁判所は紛争国の存する半球に設置される。別の半球にあるときは、訴えられた国の半球に設置される。
- ⑨ 国家の軍備は国内の安全と国際的な要請の必要に一致する最小限まで削減する。
- ⑩ 職業的な軍隊を廃止し、スイスを模範とする民兵制度による潜在的な軍隊に取り換える。
- ⑪ すべての国は毎年その陸海軍の、組織的かつ化学的な装備の完全な公表を行う公式の報告をする。
- ⑫ 非常に甚だしく忌まわしい濫用をもたらず軍事的必要性、報復、そして復讐の政策を廃止する。

この計画の要点は法的な観点から言って、国際法において戦争制度を廃止し、戦争をすることは犯罪であり処罰されること、そして戦争に代えて国際紛争を解決するために国際裁判所を創設することの二つであった。それに加えてパンフレットは戦争違法化に伴って生じる国際裁判所の在り方や安全保障の問題などについて触れている。彼は計画への国民の理解を求めめるために「戦争違法化の分析」として補足的な解説を行っている。それを見てみよう。

(2) 戦争制度の廃止

国内社会での紛争は最終的に法や裁判によって解決される。しかし、国際社会では国家間の紛争を解決するための「権限ある法や裁判所」がまったく存在していないので、「武力によってしか最終

的な決着がつけられない」。だから、国際紛争においては武力に訴えることが認められており、したがって戦争は国際法において合法的な制度とみなされてきた。

ハーグ条約などによって戦争の残虐さを軽減する試みがなされてきたが、それは戦争制度を前提にして戦争の形態や手段を規制するにとどまり、戦争自体を禁止するものではなかった。だから戦争の軍事的必要性によって次々と新兵器の開発と使用が行われて戦争の残酷さと悲惨さを増大させた。同じように戦争制度は各国の軍備縮小にも限界をもたらしめた。戦争の合法性によって「軍備拡大への内在的力」は国家理性の発現として正当化されるからである。こうして「戦争は不快で残酷であるが、違法ではない」という忌まわしい状態が続いてきた。レヴィンソンの考えによれば、戦争の合法性を前提にすることは、戦争防止という問題の解決にならないということであった¹⁹⁾。

戦争違法化はそれを解消するために、国際法によって戦争を行うこと自体を違法化し、「公共の犯罪として処罰しうる」ようにするということであり、項目①～③がそれを提起している。国内社会ではかつての私的な決闘(duel)の制度が廃止されたように、紛争解決の方法が暴力から法と裁判へと変更されてきた。戦争違法化はこれを国際社会にも適用して国家間の紛争解決の方法としての戦争制度を廃止し、それに代えて戦争違法化に基づく国際法と国際裁判所を創出しようというのである²⁰⁾。

ところで国際法によって戦争が禁止されるとき、ある外国がそれを無視して自国を攻撃してきたときにどう対応するのかという疑問が生じる。国家の安全保障の問題であり、国民も当然に不安を感じるところであろう。レヴィンソンの答えは項目③と

19) Ibid. p.15.

20) Ibid. p.15-16.

⑨である。戦争違法化の下でも国家は「現実の急迫した攻撃に対抗する自衛の権利を保持する」、自衛の権利は戦争違法化と無関係であり、それによって影響されることはないということである。そのために「各国は信義にもとり、法に従わず、条約上の権利を侵犯するような攻撃に対抗して自己を守るために必要な規模の軍備」を認められる。だから、「戦争違法化の計画は安全を確保する程度を超えてまで軍備の縮小を求めない」。しかし、戦争が違法化され犯罪とされるならば、各国における軍備への衝動も収まるだろうとして軍縮への可能性を期待した²¹⁾。

軍備に関連して項目⑩で職業軍隊の廃止と民兵制度が言及されている。ここには独立戦争の時代から引き継がれた常備軍の拡充を避けるというアメリカの伝統的な軍隊観が反映されている²²⁾。

しかし、当時の世界の列強国の軍事力の水準から言えば、現実離れた考えであるように見える。おそらく国際関係における権力政治を強調するいわゆる「現実主義」の立場からすれば、レヴィンソンは国際関係の現実における軍事力の作用を看過しており、アメリカの安全保障について楽観的な見方をしているという批判がなされるであろう。だがレヴィンソンから見れば、「現実主義」の立場が強調する力のバランスによる戦争の防止という考え方、つまり、戦争の合法性を前提にする権力政治では戦争が繰り返され、その防止という問題の解決がなされないことは大戦を始めとしてこれまでの歴史が明らかにしている。だからそれに代わるアプローチとして戦争の違法化の方向に進むべきだと考えた。第一次世界大戦の結果による挫折の経験が彼の戦争違法化思想に影響を与えていたのである。

21) Ibid. p.21.

22) 斎藤IV章、古矢III章。アメリカ合衆国憲法修正第2条には、「規律ある民兵は自由な国家の安全にとって必要である」と規定されている。

さてレヴィンソンは説明の中で戦争責任の追及にも言及している。大戦の終わりにドイツ皇帝の戦争責任を追及する試みがなされたが、「その告発の基礎となる戦争を禁止する法律はまったく存在しなかった」。これは「国際法における恐るべき欠陥」であり、そのために告発は阻まれた。にもかかわらず講和会議では、「戦争を犯罪とし、戦争責任者を告発する基礎となる」法の制定の努力はなされなかった。戦争違法化は国際法におけるそのような欠陥を解消するであろうと考えたのである²³⁾。

(3) 国際裁判所の創設

戦争違法化によって戦争制度が廃止されるとき、それに代わって国際紛争を解決する方法ないし手段が必要になる。そのために項目⑤～⑧が国際裁判所の創設と国際法典の制定を提案している。国際裁判所について主要な問題となるのは裁判の管轄権と判決の執行方法をどのように考えるのかということである。

まず、裁判管轄権について。

これについては国際的な紛争事件を裁判に付託できるもの(justiciable)と付託できないもの(nonjusticiable)に区別する考え方が流布してきたが、レヴィンソンによれば、それは「微妙なそして害をもたらす区別」である。ある国が区別に基づいて「事件は裁判に付託できないものであり、それゆえに裁判所はそれに対する管轄権を行使できない」と主張することができるならば、国際裁判が成立しなくなる。かつて「国家の名誉や死活的利益」にかかわる紛争という表現が「戦争を正当化し強化するために使用された」が、「裁判に付託できない紛争」というコトバもそのように利用される恐れがある²⁴⁾。

23) Levinson 1921, p.15.

24) Ibid. p.17.

これを避けるためには裁判所の管轄権に何が入りまた何が入らないかを諸国の合意により戦争違法化の国際法典において列挙しておく必要がある。国際裁判所の管轄権に入らずに除外されるのは、「あらゆる国内的なまた保護的な問題(歳入、移民、モンロー宣言などのような)」であり、したがって各国はそれ以外の紛争を「積極的管轄権」(affirmative jurisdiction)の及ぶ事件として訴えることができる。「このようにしてあらゆる真に国際的な紛争に対する裁判所の管轄権が保護されかつ維持される」。レヴィンソンの説明で裁判所の管轄権からモンロー宣言のような「国内的また保護的な問題」が除外されていることは、戦争違法化計画が「アメリカの主権や独立を損なうものではない」として国民の不安を解消し、その支持を獲得するという狙いを持っていたと言えるであろう²⁵⁾。

次に、国際裁判所の判決の執行について。

国際社会において紛争解決の方法として法と裁判の制度が採用される時、それが有効に機能するためには裁判所の判決や命令の実効性がどのようにして担保されるのかという疑問が当然に生じてくる。この点に関してレヴィンソンは言う。「戦争違法化の下で国際裁判所が積極的管轄権を付与されるならば、それは判決を執行する力を持たなければならない。特に法律家にとってこのことはいかなる裁判所であれその威厳と尊重のためにまず必要であるように見える。いうまでもなく国際裁判所はすべての戦争犯罪者に対して判決を執行する適切な力を付与されなければならない」。問題はこの執行力の在り方をどう考えるかである²⁶⁾。

1918年の論文でレヴィンソンは執行力的手段として国際的武力の使用を認めていた。彼との協

議による草案に基づくノックスの1919年3月の上院演説においてもそうであった。しかし、パンフレットではそれとは違う考え方を提示しようとしている。そのために項目⑤が示すように国際裁判所の在り方をアメリカの連邦最高裁判所をモデルとして考えるように提案し、連邦憲法制定会議におけるマディソンの議論に言及した。

マディソンは、州間の紛争について連邦裁判所の判決を武力によって執行しようとするれば、それは「個々の州の主権を破壊することになり、そして無秩序、反抗、反乱を引き起こすことになるだろう」と考えた。だから判決を執行する力の「よりどころは最高裁判所の管轄権に対する諸州の合意とその決定に従うという合意でなければならない」と主張し、武力の使用に反対した。レヴィンソンはこのようなマディソンの議論から判決の実効性を担保する手段として「武力は必要不可欠ではない」という考え方を引き出し、これは「確信とまではいかないにしても納得のできることだ」というのである。ここでレヴィンソンの思考は武力の使用を認めた以前の立場から変化し、それとは異なる判決執行の在り方を探っているように見えた²⁷⁾。

しかし、レヴィンソンは「判決の執行に関する問題は国際法典を作る会議で学識のある代表たちによって解決されるべきことである」として、そこで国際的武力の使用が支持される可能性もお認めている。つまり武力による判決の強制的執行という従来の考え方を明確に否定するにはまだ至っていなかった。国民の疑問や不安を考えたからである。そして、執行の方法がどのようになるにせよ、「戦争を違法化する理由には影響しないだろう」と述べて、とにかく戦争を違法化すること自体への国民の支持を求めた²⁸⁾。

25) Ibid. p.12.

26) Ibid. p.19.

27) Ibid. p.20.

28) Ibid. p.20.

(4) 戦争違法化と国際世論の結集

さて以上のように戦争違法化の制度を法的側面から説明した後で、レヴィンソンはそれが創出されるプロセスについて触れている。戦争違法化の国際法はその準備過程で「各国民に付託され、承認されなければならない。各国民が法規の制定に参加することによって全般的な一致が期待されるであろう」というのである。そして、戦争違法化による国際法上の戦争制度の廃止は「平和を支持する国際世論を明確にし、そして軍国主義者に犯罪者としての烙印を押すことになるだろう」と述べた。レヴィンソンにとって戦争違法化計画は単なる法と裁判の制度についての議論に限定されるのではなく、国民への働きかけをつうじて、彼らの戦争反対、平和への願いを吸い上げ、法という形で具体的に結晶化するという運動論の意味を持っており、国際裁判所の判決の執行の拠り所を国際世論に求めるという彼の新しい方向と結びついていたのである²⁹⁾。

戦争違法化は一切の暴力を否定する同胞愛の千年王国を作ろうとするのではなく、また超国家的な武力を伴い各国の主権と独立を損なうような「世界合衆国」の創出を主張することでもない。ただ「現在における暴力と犯罪の最悪の形態」、つまり戦争を廃止することを求める。レヴィンソンはパンフレットの最後で国民にこう呼びかけた³⁰⁾。

3. ボラーと戦争違法化決議案

1923年1月10日にフランスはドイツの戦争賠償義務の不履行を理由にしてルール地域への侵入と占領を行った。アメリカではこれがヨーロッパにおける政治的不安定の増大とあらたな戦争の危険を示すものとして受け取られ、国際連盟への加

入を通じてのアメリカの対応を求める動きが生じた。大戦中の「平和強制連盟」の流れを受け継いで講和論争終結後も国際連盟への加入を求めているグループは合同して「国際連盟無党派協会」(League of Nations Non-Partisan Association)を結成し、アメリカ国民の中で高まった連盟への関心を加入支持へ組織しようとした³¹⁾。

ボラーは講和論争で「非妥協派」として条約批准に最後まで反対した共和党上院議員であり、一般には「孤立主義者」とみなされたが、ロッジの後を承けて上院外交委員長となりワシントン会議の開催を強く促進してアメリカの世界への関与を求めた有力議員であった。レヴィンソンはノックス議員の死去の後で、ボラーに戦争違法化計画の議会での推進者となることを期待した。彼は連盟支持者の動きに対抗して議会で戦争違法化決議案を提案するようにボラーに働きかけていたが、1923年2月14日によく実現した。レヴィンソンは決議案の作成においてボラーを支援して緊密に協議した。決議案は1921年のパンフレットを基にしており、まず現状認識を次のように示した³²⁾。

戦争は文明を破壊に追い込む最大の脅威である。人類は国内社会において紛争解決に決着をつける方法として暴力から法と裁判へ移行してきたが、国際社会においてはなお暴力の方法、つまり戦争が正当とされ「合法的な制度」となっている。

「平和の執行のために最終の手段として武力に訴える」とする同盟や国際連盟は機能不全に陥るかあるいはその軍事的優越により自由や正義を危うくする可能性を孕んでいる。

29) Ibid, p.22.

30) Ibid, p.23.

31) DeBenedetti 1978, p.33.

32) Stoner, p.107. DeBenedetti 1972, p.27.

戦争が合法である限り、戦争の手段や方法を規制しても有効でなく、必要なのは戦争を禁止する基本法である。

ボラーは現状の問題をこう述べた上で次の提案を行った。

第一に、戦争を国際法において公共の犯罪とすることによって、そして各国は自国の戦争首謀者ないし煽動者そして戦争の不当利得者を処罰することによって、国家間の戦争は国際紛争の解決の制度ないし手段として違法化される。第二に、国家間の平等と公正に基づいて作られ、時代状況に応じて改定される平和の国際法典を創出する。加えて、戦争に代わる司法的制度として国際裁判所を創設する。それに対してアメリカの連邦最高裁判所をモデルとして国際的紛争についての「積極的管轄権」を付与するとともに、「その判決の執行のための力」として連邦最高裁と同じような「すべての啓発された諸国民の判決への尊重」と「啓発された世論の強制力」を持たせる³³⁾。

パンフレットから変わったと見られる点は武力制裁を否定する観点が前面に押し出されたことであつた。そのためにアメリカ連邦憲法を模範にして国内法で各国が自国の戦争首謀者等を処罰するという考えが明確に示された。また、国際裁判所の判決の執行を担保する手段としての武力の使用が否定されて、判決への諸国民の尊重と国際世論の強制力といういわば道義的力への依拠が強調された。かくしてボラー決議案は戦争違法化思想において違反国への制裁と裁判所の判決の

執行のための武力の使用を放棄すること、つまり武力制裁の否定を明確に示した。

デューイによれば、決議案は「戦争違法化運動のマグナ・カルタとなり、直接間接に1928年のパリ不戦条約の原型であつた」³⁴⁾。

4. 武力制裁の否定

戦争違法化計画に対しては様々な人たちから「非常にみごとでかつ理想的であるが、どうやって実行するのか、制裁はどうなるのか」という問いが決めつけるような口調で投げつけられた。彼らによれば、国際連盟規約やジュネーブ議定書に見られるように、安全保障のための条約には違反国に対する制裁の規定が必要であつた。要するに最後は武力に訴える用意が不可欠だということが彼らの基本的な考え方であり、それを認めないレヴィンソンの立場は現実にそぐわない「空想的で理想主義的」な主張だと批判された。

武力制裁についてのレヴィンソンの立場は大戦期における全面的肯定から全面的否定へと変化してきた。デューイはその変化がパンフレットを發表した1921年頃から始まったと指摘しているが、1923年のボラー決議案でそれが明確になった。パンフレットと決議案での主張を踏まえて武力制裁に代わる平和的制裁を改めて提起したのが1925年の「平和は武力によって執行できるか」という論文であり、そこにレヴィンソンの戦争違法化思想の際立った特徴が示されていた。彼にとって平和的制裁はどのような意味を持つものとして提起されたのであろうか。

(1) 武力制裁と信義の問題

レヴィンソンによれば、戦争違法化に制裁規定を入れることは戦争を禁止しながら制裁という名

33) Borah, Outlawry of War Resolution.

34) Dewey 1933, p.15.

目で戦争を認めるということになり、論理的に見て「不毛な悪循環」に陥る。「戦争を廃止するための戦争」や「平和のための戦争」という言い方の中にこれが含まれている。

さらに現実的に考えても連盟規約や議定書で規定されている武力制裁が支障なく実行されるのかはなはだ疑問である。それらは条約への違反国が出現したときに、加盟各国がその国に対して制裁を行う、そのために戦争に訴えることを規定している。各国にはそれに参加する義務が課されていると考えられるが、これは実際に果たされるであろうか。義務を果たすかどうかは各国政府の熟慮と判断に基づくであろうから、自国の利害に基づいて義務を遂行しない国、つまり、武力制裁の合意に違反する国が出ることも考えられるだろう。その場合に、他の加盟国はどのようにして義務の遂行を強制すること、つまりその義務遂行に応じない国に制裁を加えることができるであろうか。

レヴィンソンによれば、「平和と公正を実行する安全保障のヨーロッパ的な方法はつきつめて見れば制裁を全く欠如している、だから、空想的で理想主義的である」。連盟規約は制裁義務を遂行しない国に対する制裁の規定を含んでいないのであるが、それは、「連盟、議定書、同盟、条約などのいずれの名称と呼ばれようとも、国家間の協定は究極的には関係当事国の信義(good faith)に依拠しなければならないことを意味している」ということである。換言すれば、武力制裁は各当事国において制裁義務の約束を遵守し、果たすという信義とそれへの信頼に基づいて成立するというわけである。信義が守られないとき武力制裁は実行困難になるであろう³⁵⁾。

これは武力制裁を主張する立場に潜むディレンマを示しているように見える。その立場は武力の行使を強調することにおいて自らを現実主義的であると自慢するのであるが、しかし武力制裁は最終的には各国の信義という非軍事的なつまり道義的な要素によって支えられるということだからである。だから武力制裁の主張はそれ自体「空想的で理想主義的」であり、ユートピア性を免れないというのである。レヴィンソンから見れば、そのように信義に依拠しているはずの武力制裁の立場が戦争違法化を信義という道義的力に依拠するからといって非難するのは何ともおかしな話であった。

レヴィンソンは国際政治の根底に潜んでいると洞察した信義に注目し、それによって戦争違法化の制裁を基礎づけようとした。武力制裁と戦争違法化がともに究極的に信義に依拠するのであれば、戦争違法化を支える諸国民の信義を信頼し、それに戦争防止を賭けてみようというわけである。「文明が信義を陶冶し、それに依拠しないならば、理性と法が国家間の紛争を統治するのでなければ、戦争は必ずや生じるであろう」。戦争違法化思想とそれに基づく平和的制裁の考え方の根底にあったのはこのような精神であった³⁶⁾。

(2) 平和的制裁

武力制裁を否定するとき、戦争違法化の制裁はどのようにして実行されるのか。

レヴィンソンによれば、「その実行は諸国民自体の意志に依拠する」、つまり諸国民の信義を信頼し、それに依拠するということである。そのために各国で「国民投票」を行い、「圧倒的投票で戦争システムを非難し違法化する、国際紛争を解決するための戦争制度を廃止する、いかなる目的にせよ戦争を使用することは国際法の下で犯罪とすると

35) Levinson 1925, p.46. 傍点は引用者。「信義」というコトバは日本国憲法前文で「諸国民の公正と信義に信頼して」として使用されている。

36) Ibid, p.47.

宣言する」。さらに、「諸国民は自国の犯罪者を処罰することを個別に国民投票で誓約する」。かくして「制裁、つまり執行の手段は国際法と国内法に具体化された諸国民の意志だ」ということである。換言すれば、戦争違法化の実効性の担保は「平和の安全保障を求める諸国民の誓約」、つまり諸国民の信義への「信頼」だというわけである。レヴィンソンはこれが武力制裁に代わる平和的制裁の基本的考え方であり、しかも「国際関係についての民主主義的な考え方」を示すものだと主張した³⁷⁾。

ここには平和の安全保障を究極において支えるのは軍事力を手段とする政府の政策ではなくて、政府に対する国民によるコントロールだという考え方が潜んでいる。端的に言えば、国際世論の力によって平和を創り出すということである。民主主義の原理を徹底すれば、このような考え方は当然に生じてくるとも思われるが、しかし、現実的には戦争の防止や平和の問題にとって世論の力や機能は相反する非合理的な効果をもたらすこともありうるであろう。例えば問題の解決に軍事力の使用を期待したり、要求したりする世論が生じることである。レヴィンソンはこの点については諸国民の信義を陶冶し、世論を啓発することの必要を強調し、戦争違法化が実現された後で理性的な世論が十分に機能することを期待した。彼が国民投票を提起し、また戦争違法化の運動を推進したのもそのためであった。

さてレヴィンソンは平和的制裁の具体的な方策を次のように考えた。

まず戦争ないし戦争の威嚇あるいは武力の示威によってなされたあらゆる併合や領土獲得、そして武力、強請、詐欺によるあらゆる占領や要求は無効とするということである³⁸⁾。

次に各国が戦争の首謀者や扇動者を自国において裁判にかけて処罰する。戦争犯罪人については理論的には超国家的な権力や権限を持つ国際組織（世界政府ないし国際裁判所）による裁判が考えられるが、現実にはそのような組織は存在しないし、存在することが望ましいとも思われない。そこでアメリカ合衆国憲法における国際法違反者に対する処罰の条項に倣って各国が自国の戦争首謀者等の責任を問い、処罰することを国内法で規定するというのである³⁹⁾。

さらに戦争違法化条約の核心は、たとえば外交、仲介、調停、仲裁、司法的手続(裁判)などの非軍事的方法のすべてが失敗しても、武力による紛争の解決を試みないことを無条件で合意することであるが、では解決されない紛争はどうするのか。その場合には、「各国は問題を現状(status quo)のままにしておき、条約の精神を犯し、調印国の権利を侵害したりそれと対立したりするような行動を一切しない」ということである。これは紛争の棚上げ論を示唆するものであり、まずは国家間の妥協や暫定的取り決めとして始まりやがて多国間の条約に規定されるようになれば、「戦争の廃止を完成し、補完するであろう」ということがレヴィンソンの考え方であった⁴⁰⁾。

IV | 不戦条約とレヴィンソン

ボラー議員は上院外交委員長として米仏両政府による不戦条約の交渉過程に影響を与えた。レヴィンソンは裏でボラーの行動を支えた。

1927年4月6日のアメリカ参戦10周年の日に、フランスのブリアン外相が「フランスは両国間で、アメリカ的な表現をすれば、戦争を違法化する相

37) Ibid, p.47.

38) Levinson 1929, p.1604.

39) Levinson 1925, p.47. Levinson 1929, p.1605. アメリカ合衆国憲法第一条〔連邦議会とその権限〕第8節第10項は、「国際法に対する犯罪を定義し、これに対する罰則を定める

こと」と規定している。第二次大戦後の現実においてはレヴィンソンの考え方と異なって戦勝国による国際軍事裁判として敗戦国の戦争首謀者等の処罰が行われた。戦争違法化と戦争責任については大沼。現代では戦争犯罪について「ローマ規程」という条約と国際刑事裁判所の新しい発展が出てきている。最上、第3話。

互条約をアメリカに公式に申し入れる用意がある」というメッセージを非公式に表明した。これが不戦条約の発端であった。

その後6月20日にフランス政府は条約締結の交渉を正式にアメリカ政府に申し入れた。国務長官のケロッグはフランスの提案にアメリカをフランスの安全保障政策に引き寄せようとする意図を感じて対応に苦慮していた。このときボラーはレヴィンソンと協議してフランスの意図を回避するために二国間だけではなくて英、独、仏、伊を加えた多国間条約の締結を求める案を示唆した。

ケロッグはこれを参考にして12月28日に多国間条約をフランスに逆提案した。フランスは多国間条約を受け入れるとともにさらに戦争違法化を侵略戦争の放棄に限定するように求めた。全般的な戦争放棄の条約では国際連盟規約やロカルノ条約の下での制裁のための戦争に関するフランスの義務と齟齬をきたすというのが理由であった。

アメリカ政府は侵略戦争の放棄に限定するフランスの案を拒否して交渉は行き詰まりに陥ったが、それを救ったのが2月5日のニューヨーク・タイムズに掲載されたボラー議員の論文であった。彼はレヴィンソンと緊密な協議を行い、レヴィンソンのメモに基づいて論文を作成した。それによれば、多国間の戦争放棄の条約においてある調印国が違犯した場合、他の国は戦争に訴えないという条約の義務から解放される、したがって連盟規約や他の条約の戦争義務を果たすことができるようになる。換言すれば、戦争放棄の条約が調印国によって遵守され、破られない限りにおいて、連盟規約やロカルノ条約の下で軍事的義務が「停止される」、しかし、戦争放棄の条約を破られるときには、破る国に対してその停止が解消されて他の調印国

はいかなる手段に訴えてもよいということであった。これによりフランスの危惧は解消された⁴¹⁾。

仏米両政府はこの考え方に基づいて対立を調整しさらに交渉を進めて1928年8月27日にパリで多国間の不戦条約が調印された。ボラーの考えは最終的に条約の前文の中に「今後戦争ニ訴ヘテ国家ノ利益ヲ増進セントスル署名国ハ本条約ノ供与スル利益ヲ拒否セラルベキモノナルコト」として明記された。

不戦条約は各国による留保がつけられて戦争違法化の本来の意味が曖昧にされ、また諸国民の信義の陶冶や世論の啓発が十分になされないままでの成立であったが、レヴィンソンにとって自分たちの運動の成果だと思われた。

しかし1930年代に入ってファシズムや軍国主義の諸国が台頭し、その侵略的政策によって国際関係が激動の時代を迎え、やがて1939年に第二次世界大戦が勃発した。不戦条約はこの激動の波に対応すべくもなくその中に沈んでしまうかに見えたが、レヴィンソンはあくまで戦争違法化の立場から状況への対応を試みようとした。

1931年の満州事変についてレヴィンソンは不戦条約違反として日本を非難したが、武力制裁に反対し、スティムソン国務長官の不承認主義に見られる平和的制裁を主張した⁴²⁾。

ヨーロッパでの第二次大戦の勃発後レヴィンソンはアメリカの参戦に反対したが、日本軍による真珠湾攻撃を見ることなく、1941年2月2日に死去した。見ていればおそらく参戦を容認したであろう。彼は絶対的平和主義者でなかったし、その戦争違法化思想は自衛権の行使を否定するものではなかった⁴³⁾。

40) Levinson 1928, p.377-378.

41) Stoner, p.347.

42) Stimson 1932, ハサウェイ & シャピーロ, 235頁。

43) 第二次大戦へのデューイの対応については拙稿2016。

V 結びに代えて

アメリカの著名な外交官であり、また外交史家でもあったケナンは自国の20世紀の外交政策の「最も重大な過誤」として「法律家的・道徳家的」アプローチとその過剰を指摘している⁴⁴⁾。

そのアプローチは国際秩序の維持において法の支配を重視する。そこに潜むのは国際法によって「諸政府の無秩序でかつ危険な野心を抑制することが可能であるという信念である」。この信念は個人間の法の観念を国際関係に適用できると考えること、また「アメリカ自身の憲法体制の起源に関する記憶」に基づいている。

次に「法律家的観念と道徳的観念が不可避免的に結びつけられ、国家間の問題に善悪の観念が持ち込まれる」。その反面として、現実にある国家的利益の対立の深刻さや重要性への注目が弱くなる。そしてアメリカの安全保障がヨーロッパの国際政治における力のバランスの維持に依拠していることが意識されない⁴⁵⁾。

さらに「どの国でも大衆というものは、通常平和を愛好しており、戦争という恐るべき惨禍よりは、多くの誓約と犠牲を甘受するということが真実であろう」と思われるが、しかし、国民とその世論がいつも合理的であるとは限らない、彼らの本性は民主主義政治の現実の中で非合理的なものへと歪められることがありうる。道徳的・法律的なアプローチはこの問題を看過しがちである⁴⁶⁾。

さて以上のケナンの議論はいわゆる「現実主義的」アプローチの立場からレヴィンソンの戦争違法化思想の特徴ないし「過誤」を指摘しているように見える。この指摘に関しては、レヴィンソンは戦争と平和の問題に関する「現実主義」的立場の限

界を認識した上でそれに代わる方向として戦争違法化を提起したと理解されるのであるが、小稿ではそれについて断片的に示唆するにとどまった⁴⁷⁾。

戦争違法化思想には同時代的に様々な批判がなされており、ケナンのような観点からの批判も含まれていた。それらに対して真正面から反論する役割を担ったのがレヴィンソンの盟友のデューイであった。批判者たちとデューイの論争を検討することによって戦争違法化思想における「法律家的・道徳的」アプローチと「現実主義的」アプローチの関連と意味をより深く探る手掛かりを得ることができると思われるが、紙幅も尽きたので稿を改めて試みることにしたい。

引用・参考文献

- ◎ Borah, W.E. 1923 *Outlawry of War Resolution*, *Congressional Record—Senate* LXIV
- ◎ Curti, M. 1936 (1959) *Peace or war The American Struggle 1636—1936*, J. S. Canner & Company
- ◎ DeBenedetti, C. 1972 *Borah and the Kellogg-Briand Pact*, *Pacific Northwest*, No.1
- ◎ ——— 1978 *Origins of Modern American Peace Movement, 1915-1929*, KTO Press
- ◎ Dewey, John 1929 *A Postles of World Unity—Salmon O. Levinson*, *Later Works of Dewey* Vol.5
- ◎ ——— 1933 *Outlawry of War*, *Later Works* Vol.8
- ◎ Hard, W. 1929 (March) *The Nonstop Peace Advocate*, *World's Work*
- ◎ Holt, H. 1917 *The League to Enforce Peace*, *Proceedings of the Academy of Political Science*, Vol.7
- ◎ Knox, Philander C. 1919 *Speech of Philander C. Knox*, Washington Government Printing Office
- ◎ Levinson, Salmon O. 1918 *The Legal Status of War*, *Middle Works of Dewey* Vol.11

44) ケナン145頁。現実主義的アプローチの主張は、モーゲンソー第一章やキッシンジャー第二章でも見られる。

45) ケナン152頁。

46) ケナン92頁。

47) 戦争違法思想とケナンについての言及は三牧序章、6章で見られる。

- ◎ ——— 1921(1972) *Outlawry of War* (Ed. By DeBenedetti, C.), Garland Publishing
- ◎ ——— 1925 (January 8) Can Peace Be “Enforced”?, *The Christian Century*
- ◎ ——— 1928 (March 22) Abolishing the Institution of War, *The Christian Century*
- ◎ ——— 1929 (December 25) The Sanctions of Peace, *The Christian Century*
- ◎ ——— 1932 (February 3) Disarmament, Manchuria and the Pact, *The Christian Century*
- ◎ Morrison, C. C. 1927 *The Outlawry of War*, Willett, Clark, & Colby
- ◎ Shannon, D.A. 1963 *Twentieth Century America*, Rand McNally & Company
- ◎ Stimson, H. L. 1932 The Pact of Paris: Three Years of Development *Foreign Affairs* Vol.11, No.1
- ◎ Stoner, John E. 1942 *S.O. Levinson and The Pact of Paris*, The University of Chicago Press
- ◎ Taft, William H. 1915 The Proposal for A League to Enforce Peace—Affirmative Digitalcommons. Law yale. Edu
- ◎ The Christian Century 1929 (July 31) The Real Hero of Peace Pact *The Christian Century*
- ◎ 大沼保昭 1975『戦争責任論序説』(東京大学出版会)
- ◎ キッシンジャー、H.A. (岡崎久彦監訳) 1996 (原著1994) 『外交 上』(日本経済新聞社)
- ◎ ケナン、G. (近藤晋一ほか訳) 2000(原著1951)『アメリカ外交50年』(岩波書店)
- ◎ 高坂正堯 1965『海洋国家日本の構想』(中央公論社)
- ◎ ——— 1966『国際政治』(中央公論社)
- ◎ 小西中和 1983「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」横越英一・ほか編『政治学と現代世界』(御茶の水書房)
- ◎ ——— 1996「デューイ平和思想への視点」『彦根論叢』300号(滋賀大学学術情報リポジトリ、以下同じ)
- ◎ ——— 2006「第一次大戦とデューイ」『彦根論叢』358号
- ◎ ——— 2006「第一次大戦をめぐるボーンとデューイの対立」『彦根論叢』359号
- ◎ ——— 2016「ジョン・デューイと第二次世界大戦」『彦根論叢』407号
- ◎ ——— 2018「第二次大戦後におけるジョン・デューイの平和思想」『彦根論叢』418号
- ◎ 斎藤眞 1981『アメリカ史の文脈』(岩波書店)
- ◎ 坂本義和 1967『核時代の国際政治』(岩波書店)
- ◎ ハサウェイ、O. & シャピロー、S. (野中香方子訳) 2019 (原著2017)『逆転の大戦争史』(文藝春秋)
- ◎ 古矢旬 2004『アメリカ 過去と現在の間』(岩波書店)
- ◎ 牧野雅彦 2020『不戦条約』(東京大学出版会)
- ◎ 三牧聖子 2014『戦争違法化運動の時代』(名古屋大学出版会)
- ◎ 宮沢俊義編 1980『世界憲法集 第三版』(岩波書店)
- ◎ 最上敏樹 2006『いま平和とは』(岩波書店)
- ◎ モーゲンソー、H.J. (鈴木成高ほか訳) 1954(原著1951)『世界政治と国家理性』(創文社)

Levinson and Outlawry of War

The Mind of the Paris Peace Pact

Nakakazu Konishi

The Paris Peace Pact was signed on August 27, 1928. War as a means of solving international controversies was condemned and renounced. Contracting parties agreed that the solution of all conflicts shall never be sought by pacific means. The history of this action included ten years of agitation and discussion by the American Committee for Outlawry War. S. O. Levinson, a Chicago lawyer, originated the idea of outlawry of war and founded the committee.

By the outbreak and conduct of the Great War Levinson was led to ask about the standing of war itself before the law. The result of his investigation showed that war is a legally authorized method of settlement of disputes between nations; that international law provided rules “of” war but no rule “against” war; that the next step was to outlaw of the institution of war.

The plan of outlawry of war developed by Levinson included four main points; modification of international law to take war out of the category of legitimate means of solving disputes, this change to be effected by national plebiscites; revision and codification of international law; the formation of an international court which have affirmative jurisdiction; each nation should make offenses against the international law crimes under domestic law, so that war breeders would be tried and punished in their country.

Levinson repudiated the sanction by force. He found that any arrangement of the sanction by force must in the last analysis rest upon the good faith of the parties involved. Even if nations should agree to use force against a recalcitrant nation, there would no assurance save good faith that the compact in turn would be kept.

He holds that the Outlawry of War must cultivate and rely upon good faith of peoples of the world. The advocates of outlawry of war trust the plighted words of the peoples for the security of peace. The sanctions of peace are the will of the people, crystalized in law.

